

02 静保生第 283 号
令和 2 年 4 月 9 日

特定建築物維持管理権原者 各位

静岡市保健所長
(生活衛生課)

特定建築物における新型コロナウイルス感染症への対応について 4 (通知)

日頃より、本市の生活衛生行政に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

さて、現在日本国内において、新型コロナウイルス感染症の発症者が増加しており、政府から緊急事態宣言がなされたところです。

つきましては、厚生労働省から「(建築物衛生法)新型コロナウイルス感染症関係 Q & A」の情報提供がありましたので、送付します。また、近年、特定建築物の空気環境基準のうち、特に二酸化炭素の含有率について、当該基準を超過する特定建築物の報告割合が高まっており、当該特定建築物においては、適切な換気量が確保されていないおそれがあります。「換気の悪い密閉空間」を作らないために、空気調和設備の維持管理に特に留意し、貴施設の衛生管理の向上を図られますようお願いいたします。

なお、これまで通知した内容及び今後の特定建築物に係る新型コロナウイルス感染症に関する最新情報は、本市ホームページに掲載しますので、必ず定期的に確認するようお願いいたします。

<配布物一覧>

- (1) 特定建築物における空気調和設備等の再点検について (厚生労働省)
- (2) (建築物衛生法) 新型コロナウイルス感染症関係 Q & A

※静岡市保健所生活衛生課の新型コロナウイルス関係のページ URL

https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_006620_00001.html

<問い合わせ先>

静岡市保健所生活衛生課 生活衛生係
電話 054-249-3155、3156